

お詫びと訂正

会誌 49 巻 11 号：委員会報告「2016 年版 透析液水質基準」に誤りがありましたので、訂正するとともにお詫び申し上げます。

(1) 713 ページ 補足表 1：表中注釈番号と下部注釈

[誤]

補足表 1 水および機器・ユニットの管理基準

	管理対象	管理内容	管理基準	管理間隔他
水	供給水源	水道水質基準	水道水質基準に適合	水道法施行規則に従う
	原水	水道水質基準 化学的汚染基準 ¹⁾²⁾³⁾	水道水質基準に適合	2016 年版 透析液水質基準本文参照
	RO 原水	電気伝導率 ⁴⁾	なし	毎月
	RO 水	電気伝導率 ⁵⁾	25 μ S/cm, 2.5 mS/m 以下 <25 $^{\circ}$ C 補正值> ・アラートレベル ²⁾ 12.5 μ S/cm, 1.25 mS/m 以上 <25 $^{\circ}$ C 補正值>	透析施行日
	透析用水	生物学的汚染基準	生物学的汚染基準に適合	2016 年版 透析液水質基準本文参照
化学的汚染基準 ¹⁾³⁾		化学的汚染基準に適合	2016 年版 透析液水質基準本文参照	
装置	プレフィルタ	プレフィルタの圧力損失, 圧力 または流量	製造業者の管理基準	透析施行日
	軟水装置	処理水硬度	青色に着色すれば適合	透析施行日
		塩タンク内の不溶解塩	不溶解塩が存在すること	透析施行日
	活性炭ろ過装置	残留塩素	出口水の総塩素が 0.1 mg/L 未満 ⁶⁾	透析施行日
	RO ユニット	RO 阻止性能 *電気伝導率または電気伝導率 の阻止率のいずれかに適合す ること	RO 水の電気伝導率 25 μ S/cm, 2.5 mS/m 以下 <25 $^{\circ}$ C 補正值> ・アラートレベル ²⁾ 12.5 μ S/cm, 1.25 mS/m 以上 <25 $^{\circ}$ C 補正值>	透析施行日
			RO ユニットの電気伝導率阻止率 ⁴⁾ (93%以上)	毎月
	RO 水量	製造業者の管理基準	透析施行日	
紫外線殺菌灯	ランプ (点灯時間と点灯確認)	製造業者の管理基準	透析施行日	

1) 装置設置時は適合していることを確認する。また、供給水源を変更した場合は原水および透析用水の化学的汚染物質の濃度が変わる場合があるので、必ず化学的汚染物質を測定すること。

化学的汚染基準を超過した場合、RO モジュールの交換など対策を講じること。

2) アラートレベルを超過した場合にはその原因を調査・確認する。

3) 原水条件に変更があった場合 (例：災害発生後など)、原水および透析用水の化学的汚染物質を測定する。

4) RO 阻止性能を RO ユニットの電気伝導率阻止率で管理する場合。

5) 電気伝導率阻止率で管理する場合は RO ユニットの電気伝導率阻止率が 93% 以上であること。

6) 原水も測定し、総塩素濃度が 1 mg/L 以上になった場合、測定頻度を透析治療ごとに変更する。

[正]

補足表 1 水および機器・ユニットの管理基準

	管理対象	管理内容	管理基準	管理間隔他
水	供給水源	水道水質基準	水道水質基準に適合	水道法施行規則に従う
	原水	水道水質基準 化学的汚染基準 ¹⁾²⁾	水道水質基準に適合	2016年版 透析液水質基準本文参照
	RO 原水	電気伝導率 ³⁾	なし	毎月
	RO 水	電気伝導率 ⁴⁾	25 μ S/cm, 2.5 mS/m 以下 <25 $^{\circ}$ C 補正值> ・アラートレベル ⁵⁾ 12.5 μ S/cm, 1.25 mS/m 以上 <25 $^{\circ}$ C 補正值>	透析施行日
	透析用水	生物学的汚染基準	生物学的汚染基準に適合	2016年版 透析液水質基準本文参照
		化学的汚染基準 ¹⁾²⁾⁶⁾	化学的汚染基準に適合	2016年版 透析液水質基準本文参照
装置	プレフィルタ	プレフィルタの圧力損失, 圧力 または流量	製造業者の管理基準	透析施行日
	軟水装置	処理水硬度	青色に着色すれば適合	透析施行日
		塩タンク内の不溶解塩	不溶解塩が存在すること	透析施行日
	活性炭ろ過装置	残留塩素	出口水の総塩素が 0.1 mg/L 未満 ⁷⁾	透析施行日
	RO ユニット	RO 阻止性能 *電気伝導率または電気伝導率 の阻止率のいずれかに適合す ること	RO 水の電気伝導率 25 μ S/cm, 2.5 mS/m 以下 <25 $^{\circ}$ C 補正值> ・アラートレベル ⁵⁾ 12.5 μ S/cm, 1.25 mS/m 以上 <25 $^{\circ}$ C 補正值>	透析施行日
			RO ユニットの電気伝導率阻止率 ³⁾ (93%以上)	毎月
	RO 水量	製造業者の管理基準	透析施行日	
紫外線殺菌灯	ランプ (点灯時間と点灯確認)	製造業者の管理基準	透析施行日	

- 1) 装置設置時は適合していることを確認する。また、供給水源を変更した場合は原水および透析用水の化学的汚染物質の濃度が変わる場合があるので、必ず化学的汚染物質を測定すること。
- 2) 原水条件に変更があった場合 (例: 災害発生後など), 原水および透析用水の化学的汚染物質を測定する。
- 3) RO 阻止性能を RO ユニットの電気伝導率阻止率で管理する場合。
- 4) 電気伝導率阻止率で管理する場合は RO ユニットの電気伝導率阻止率が 93% 以上であること。
- 5) アラートレベルを超過した場合にはその原因を調査・確認する。
- 6) 化学的汚染基準を超過した場合, RO モジュールの交換など対策を講じること。
- 7) 原水も測定し, 総塩素濃度が 1 mg/L 以上になった場合, 測定頻度を透析治療ごとに変更する。

(2) 715 ページ 解説 11 行目

[誤] (TDS: Total Dissolubed Solids)

[正] (TDS: Total Dissolyed Solids)